

岩内町事業者一時支援金（概要）

● 岩内町事業者一時支援金とは？

北海道内における緊急事態宣言（R3.5）に伴い、飲食店等に対する営業時間および酒類提供時間の短縮要請、さらには外出自粛要請などにより、特に、飲食業をはじめ、観光業、それらの業種と取り引きを行う事業者においては、経済的に大きな影響が及んでいることから、国および道の支援制度の対象外となる事業者に対して、いち早く支援を実施していくため、新たな支援金制度を創設します。

● 対象となる方（次の①～③、全てを満たす町内の事業者）

① 次の公的支援金の対象外であること。

- ・ 国（月次支援金） 中小法人20万円/月、個人10万円/月 売上減少▲50%
- ・ 道（緊急事態措置協力支援金） 中小法人・個人 2.5～7.5万円/日

② 緊急事態宣言措置発令月（令和3年5月、6月）の売上げが、前年（又は前々年）の同月と比較し、30%以上減少している。

③ 売上減少の直接の要因が、次のア、又はイのどちらかに該当

ア、緊急事態宣言に伴う時短要請および休業した店舗等との取引等がある事業者

例／卸・小売業（食材等）、運輸業（タクシー）、サービス業（クリーニング店等）

イ、外出・往來の自粛要請等により、町外からの来客が減った事業者（町外比率50%以上を占める場合に限る）

例／宿泊業、飲食業、小売業（土産物店等）

● 給付額

1事業者あたり **10万円/月** ※最大2カ月分

● 受付期間

令和3年6月1日（火）～7月30日（金）

● 必要書類

- ・ 売上高の減少がわかる書類（確定申告書、売上台帳）
- ・ 取引先、内容がわかる資料